

## 知事コメント

### (裁決に対する関与取消訴訟の提起について)

- 1 本日、沖縄県の変更不承認処分に対して国土交通大臣が行った裁決の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起することとしました。
- 2 県は、変更不承認処分を取り消す旨の国土交通大臣の取消裁決について、令和4年5月9日付けで国地方係争処理委員会に対して、当該裁決を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行いました。去る7月12日、同委員会は、「固有の資格」や「権限の濫用」といった県の主張を認めず、本件裁決は審査の対象にならないとして県の審査申出を却下しました。
- 3 しかしながら、今般の不承認処分は、沖縄防衛局が「固有の資格」において受けたものであり、裁決は、「権限の濫用」としてなされたものと認識しております。
- 4 国の機関たる沖縄防衛局は、一般私人と異なり、法律上、工期を実質3倍以上に変更する場合であっても、変更の許可が不要とされているため、「私人では立ち得ない立場」であるというほかなく、変更不承認処分は「固有の資格」において受けた処分に該当すると考えております。
- 5 また、国土交通大臣は、裁決と同時に承認せよとの勧告を行ってきたことなどから、今般の裁決は、公正・中立な審査庁による判断という行政不服審査制度の前提が欠落しており、審査庁としての地位を著しく濫用したものであるというほかありません。

- 6 沖縄県としては、このように国地方係争処理委員会の決定に不服があるため、本日、福岡高等裁判所那覇支部に訴えを提起するものであります。
- 7 私は、過去2回の知事選挙や県民投票によって明確に示された普天間飛行場の辺野古移設に反対するとの民意に寄り添い、引き続き全身全霊で県民の強い思いに応えてまいります。
- 8 県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年8月12日

沖縄県知事 玉城 デニー